市第34号議案

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部改正

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条 例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事 業施行条例の一部を改正する条例

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例(平成28年12月横浜市条例第61号)の一部を次のように改正する

第3条の見出し中「施行地区」の次に「及び工区」を加え、同条 に次の1項を加える。

2 前項の施行地区を次の工区に分け、その名称及びそれに含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

工区の名称	工区に含まれる地域の名称
第1工区	横浜市港北区綱島東一丁目の一部
第 2 工 区	横浜市港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

市第34号

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の施行地区を工区に分けるため、横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(施行地区<u>及び工区</u>に含まれる地域)

第3条 (第1項省略)

2 前項の施行地区を次の工区に分け、その名称及びそれに含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

工区の名称	工区に含まれる地域の名称
第1工区	横浜市港北区綱島東一丁目の一部
第2工区	横浜市港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部